

難病患者雇用 モデル企業を 募集しています



さいたまっち&コバトン

令和8年4月から難病患者やがん患者など、病気を抱える労働者の「治療と就業の両立支援」が全ての事業主の努力義務になりました。両立支援に取り組むことで労働者の健康確保、就業継続とともに、人材の定着、継続的な人材の確保など様々な効果が期待されます。

参照 厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」

主な選定要件

- 難病患者を概ね半年以上継続して雇用していること
- 就業規則に治療と仕事の両立に係る法律を上回る制度を設けている又はこれに準じた取組を行っていること
- 今後も治療と仕事の両立に配慮した雇用継続・求人を行う意欲があること

対象

県内に事業所がある企業（支店、営業所等の従たる事業所を含みます）

応募方法

県のホームページに掲載の要領をご確認いただき、申込書をメールでお送りください。

【送付先】

埼玉県就業支援課 障害者・若年者支援担当
E-mail: a4510-10@pref.Saitama.lg.jp
FAX: 048-830-4854

選定要件

①～⑥まですべてに該当

- ☐ ① 難病患者を概ね半年以上継続して雇用していること
- ☐ ② 就業規則に治療と仕事の両立に係る法律を上回る制度として次のアからウのうちいずれか1つ以上の制度を設けている又はこれに準じた取組を行っていること
 - ☐ ア 休暇制度（時間単位での年次有給休暇制度、傷病休暇、病気休暇等）
 - ☐ イ 勤務制度（時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務制度、試し出勤制度等）
 - ☐ ウ その他の制度（再雇用制度、カムバック制度、ジョブ・リターン制度等）
- ☐ ③ 今後も治療と仕事の両立に配慮した雇用継続・求人を行う意欲があり、次のアからエのうちいずれか1つ以上に該当すること
 - ☐ ア 現在、雇用している難病患者を今後も継続して雇用する予定である
 - ☐ イ 求人票に「治療と仕事の両立支援（通院等）」等の記載をしている
 - ☐ ウ 難病患者の積極的な採用に向け、ハローワークの難病患者就職サポーターに企業情報を提供している
 - ☐ エ 県の難病雇用促進アドバイザーからの具体的な雇用提案（実習、インターンシップ、見学会など）を引き受けている
- ☐ ④ 労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内でないこと
- ☐ ⑤ 暴力団排除条例との規定に基づく暴力団等の反社会勢力と関係がないこと
- ☐ ⑥ 公序良俗に反する事業を行っていないこと

難病患者雇用モデル企業になると

選定証をお渡しします。

県のホームページ等で企業名や取組内容などを広く紹介します。